

川西市民ファーマー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川西市の農業における「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」に掲げる利用権設定等促進事業を活用し、農業者以外の人で就農を目指している人や、貸農園より大きな農地でやってみたい人が円滑に農業へ参入できるよう、川西市民ファーマーとして育成し、耕作放棄地の増加防止と新たな担い手の育成をめざすことについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 川西市民ファーマーは、市街化調整区域内の農地（概ね1アールから10アール程度の農地）の利用権設定を受け、就農や農産物の販売をめざす人をいう。

(川西市民ファーマーへの登録)

第3条 川西市民ファーマーへの登録を希望する人（以下、「登録希望者」という。）は、以下の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 農用地利用集積計画申出書
- (2) 営農計画書
- (3) 従事（または研修）履歴等報告書

(登録者の要件)

第4条 川西市内の農地に継続して通い、耕作に従事できる個人又は法人で耕作意欲があり、下記の要件を満たす者とする。

- (1) 借受農地の確保のめどが立っている者
- (2) 地域での話し合い活動の参加や、農道・水路・ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、鳥獣害対策への協力等を行う者
- (3) 次のいずれかの要件を満たしている者
 - ア 市民貸農園で1年以上の栽培経験がある者
 - イ 新規就農者向けの研修等を受講した者
 - ウ 農地所有適格法人等において概ね6か月以上農作業に従事した者
 - エ その他、市長が特に認めた場合

(登録者の選定)

第5条 市は、登録希望者より提出された営農計画書等の実現性などについて審査し、面談の上、登録者を選定する。

(農用地利用集積計画の作成)

第6条 市は、貸し手と借り手から提出された農用地利用集積計画申出書及び調整された内容に基づき、農用地利用集積計画を作成する。

(利用権設定)

第7条 川西市農業委員会が、農用地利用集積計画等の内容を審議し、承認されれば、その計画内容を市が告示することで、利用権の法律的效果が生じる。

(利用権設定の期間)

第8条 利用権設定の期間は1年から3年以内とする。ただし、農用地利用集積計画の内容が維持できていれば更新は可能とする。

(利用権取得者の責務)

第9条 利用権取得者(以下、「取得者」という。)は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(その他)

第10条 利用権設定申請書に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、取得者、及び市が協議して定める。

附則

この要領は平成25年8月1日から実施する。

附則(令和4年2月10日改正)

この要領は令和4年2月10日から実施する。